

国立民族学博物館研究倫理指針

前文

国立民族学博物館（以下「本館」という。）は、社会からの信頼と負託に応えるため、研究に携わる者が常に自覚し、遵守すべき倫理上の指針として「国立民族学博物館研究倫理指針」（以下「本指針」という。）を制定する。本館の研究教育職員、本館で研究活動に従事する教員および学生等（以下「研究者」という。）は、研究を行うにあたって「大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員倫理規程」及び「大学共同利用機関法人人間文化研究機構における研究活動に係る行動規範」によるほか、本指針を遵守し、人間と文化についての総合的な研究をつうじて、文化の多様性を認めあう社会の構築に寄与し、もって人類の福祉に貢献するように努めなければならない。

（人権と人格の尊重）

第1条 研究者は、常に基本的人権と人間の尊厳を尊重し、プライバシー、個人情報、肖像権等を侵害しないよう最大限留意して、その保護に努める。

（法令等の遵守）

第2条 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、指針等および大学共同利用機関法人人間文化研究機構及び本館の諸規程はもとより、研究を行う当該国ないし国家に準ずる当該地域の法令、所属する学協会の倫理綱領等ならびに所属する機関等の規則・規程を遵守し、社会の信頼を損なわないよう努める。

（公正と説明責任）

第3条 研究者は、研究のすべての段階で公正を維持し、利益相反に十分な注意を払い、学問的、社会的説明責任を果たす。

（インフォームド・コンセント）

第4条 研究者は、研究の対象や研究協力者に対して、法令や指針等関係規則を遵守する。また、協力やデータの提供等を受ける場合は、提供者に対して当該研究の目的、意義、研究方法、公開方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。

（文化や歴史の尊重）

第5条 研究者は、研究を行ううえで研究の対象となる個人、コミュニティ、地域社会、民族の文化や歴史を尊重する。

(不利益等の防止)

第6条 研究者は、研究のすべての段階で他者への不利益や悪影響、知的財産も含めた財産の侵害が生じないように万全の対策をとる。

(差別の禁止)

第7条 研究者は、年齢、性別、国籍、出自、思想信条、信仰、障害などに基づく差別的な扱いをしてはならない。

(ハラスメントの禁止)

第8条 研究者は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント等、ハラスメントにあたる行為をしてはならない。ハラスメントに関する事項は、人間文化研究機構ハラスメント防止等に関する規程にもとづき対応する。

(研究資金の適正使用)

第9条 研究者は、研究資金を適正に使用する義務を有すると共に、使用した研究資金の説明責任を負う。

(捏造、改ざんの禁止)

第10条 研究者は、研究のすべての段階で、捏造（存在しないデータの作成）、改ざん（データの変造、偽造）、盗用（他人のアイデア、データや研究成果を適切な引用なしで使用）等の不正な行為をしてはならない。

(研究成果の公表・還元)

第11条 研究者は、学問の公共性と公益性、社会的責任を自覚し、研究の成果を適切な形で広く社会に公表・還元する。

(研究倫理指針に反する行為等への対応)

第12条 研究者に本指針に反する行為等が発見された場合、館長は事実関係を調査し、事実が確認されたときは必要な措置を行う。館長が必要と判断したときは、研究倫理委員会設置要項の定めにより専門部会を設置して調査を行う。

附 則 本研究倫理指針は令和元年7月8日より施行する。